

平成30年版
源泉所得税相談事例集

法令出版

はしがき

所得税は、納税者自身がその年の所得金額とこれに対する所得税額を計算し、これらを申告して納税する申告納税制度を採用していますが、利子、配当、給与などの特定の所得については、その所得者である納税者に代わって、その所得の支払者がその支払の際に所得税を天引きして国に納付する源泉徴収制度も取り入れています。

この源泉徴収制度は、国の徴収事務の簡素化、能率化に適った制度であるだけでなく、納税者にとっても申告や納税の手間が省けるなどの点で、便利で合理的な制度と評価されており、それゆえ外国においても多くの国で採用されています。我が国においては、遠く明治 32 年に公社債の利子に対し初めて導入されて以来、昭和 15 年に給与所得についても採用されるなど長い歴史を有しています。平成 30 年度当初予算における租税及び印紙収入の合計金額（59 兆 790 億円）に占める源泉所得税額（15 兆 7,250 億円）の割合をみますと、消費税に次いで第二位の 26.6% となっており、今や源泉徴収制度は、税制全体の中で重要な地位を確立していると評価することができます。

源泉徴収の対象となる所得は、源泉徴収制度導入後、漸次拡大され広範囲にわたっています。加えて、近年はいわゆる国際化により非居住者及び外国法人との間の取引が増大しており、租税条約も絡んで非居住者等に支払う金員が源泉徴収の対象になるかどうかの判断が難しくなっているほか、最近は関係法令の改正が連年のように行われており、これらをフォローしなくてはならない源泉徴収義務者の負担も容易でないものと思います。

また、源泉徴収義務者は、支払の際に所定の税額を徴収することが求められるため、源泉徴収を要することが一応想定される支払をする場合には、速やかにその要否を判断することが必要となりますが、法令、通達又は国税庁が公表している各種の情報は、個々の具体的な問題に対し、常にすべての回答を用意しているというような状況にありません。

そこで、本書を刊行するに当たっては、上述のような事情を踏まえ、具体的な質問事例をできるだけ数多く取り上げることを念頭に、平成23年に本書を刊行し、平成24年以降は隔年ごとに改訂してきました。今回、学資金の取扱いや配偶者（特別）控除など、その後の税制改正事項を織り込むとともに、内容の見直しを行い、平成30年版として刊行することになりました。本書は、30年版として刊行しておりますが、平成31年以降に適用される改正事項も織り込んでおります。本書の問の数は1,194問と多岐にわたっており、源泉所得税の実務に携わる皆様にとって執務の参考になれば幸いです。

終わりに、本書の刊行の機会を与えていただいた法令出版(株)鎌田順雄氏をはじめ、執筆に当たり終始ご協力をいただいた同社の関係者に心から敬意を表する次第です。

平成30年10月

編著者 吉田 行雄
岡本 勝秀
杉尾 充茂

目次索引

第1	所得税の源泉徴収のあらまし	(1)
第2	居住者と非居住者の区分	(1)
第3	非課税所得（利子所得を除く）	(1)
第4	給与所得の範囲	(3)
第5	現物給与とその評価	(5)
第6	控除対象配偶者及び扶養親族	(9)
第7	障害者、寡婦、寡夫、勤労学生	(11)
第8	給与所得者の扶養控除等申告書	(11)
第9	社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、地震保険料の控除	(12)
第10	給与所得の源泉徴収（賞与以外の一般給与の場合）	(13)
第11	給与所得の源泉徴収（賞与の場合）	(15)
第12	給与所得の年末調整	(15)
第13	給与所得者の特定支出	(17)
第14	住宅借入金等特別控除	(18)
第15	公的年金等に対する源泉徴収	(19)
第16	退職所得の範囲	(20)
第17	退職所得の源泉徴収	(22)
第18	退職所得の勤続年数の計算	(25)
第19	利子所得の範囲	(26)
第20	利子所得の源泉徴収（国外公社債の利子所得を除く）	(27)
第21	利子所得の非課税	(28)
第22	障害者等の少額貯蓄非課税制度等	(28)
第23	財産形成住宅貯蓄非課税制度	(30)
第24	勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度	(31)
第25	勤労者財産形成給付金・基金制度	(31)

第26	配当所得の範囲	(31)
第27	配当所得の源泉徴収（国外株式の配当等を除く）	(32)
第28	国外発行の公社債等の利子及び株式の配当等に対する源泉徴収制度	(33)
第29	少額投資非課税制度（N I S A）	(34)
第30	株式等の譲渡益	(35)
第31	償還差益の源泉徴収	(35)
第32	報酬、料金等に対する源泉徴収	(36)
第33	金融類似商品に係る収益・生命保険契約等の年金に対する源泉徴収	(40)
第34	外国人等に対する源泉徴収	(41)
第35	租税条約関係	(45)
第36	復興特別所得税関係（平成25年分以後）	(46)
第37	納付	(47)
第38	災害被災者に対する救済	(47)
第39	延滞税、加算税、還付加算金	(48)
第40	社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）	(48)
第41	支払調書等	(49)
第42	確定申告その他	(49)
<参考1>	租税条約の源泉徴収関係の特例	(50)
<参考2>	我が国が締結した租税条約（既に発効しているもの又は既に署名をしているもので今後発効が予定されているもの）	(50)

目次

第1	所得税の源泉徴収のあらまし	1
問1-1	所得税の源泉徴収の意義	1
問1-2	源泉徴収の対象となる所得	1
問1-3	源泉徴収税額の徴収の時期とその納付期限	3
問1-4	源泉徴収税額の納付方法	3
問1-5	源泉徴収税額の未徴収又は未納付	4
問1-6	源泉徴収税額の過大納付	4
問1-7	源泉徴収税額の還付請求権の消滅時効の起算日	5
問1-8	内国法人に対する源泉徴収	6
第2	居住者と非居住者の区分	9
問2-1	居住者、非居住者、非永住者の意義	9
問2-2	住所の意義	9
問2-3	住所の判定	10
問2-4	入国した外国人の住所の判定	11
問2-5	外国駐在員の駐在期間が延長され在外期間が1年以上となる場合の住所の判定	12
問2-6	外国法人に派遣された船員の住所	12
問2-7	日本国内に1年以上居住する米国軍人の家族	14
第3	非課税所得（利子所得を除く）	15
問3-1	労働基準法の規定により支払う補償金	15
問3-2	労災保険の給付を受ける人に支給する付加給付	15
問3-3	業務上負傷した者に支払う休業補償	16
問3-4	会社が遺族に支給する年金	16
問3-5	保険会社が遺族に支払う企業年金	17

問 3 - 6	社員の遺児又は高度障害者の子弟に支給する育英資金	17	問 3 - 33	通勤用バス回数券	34
問 3 - 7	乗船中の船員に支給する食事	17	問 3 - 34	従業員の転居に伴う定期券の二重支給	35
問 3 - 8	一般職員に支給する洋服	18	問 3 - 35	職務上の必要により支給する定期乗車券	35
問 3 - 9	無料で貸与した家屋	18	問 3 - 36	近距離であるが自動車通勤せざるを得ない障害者に支給する通勤手当	36
問 3 - 10	被災従業員等に対する社宅の無償貸与	19	問 3 - 37	非課税限度額を超えるマイカー通勤手当	36
問 3 - 11	従業員の子供のために支給する学資金	20	問 3 - 38	定期乗車券と自転車通勤手当の支給	37
問 3 - 12	採用内定者に貸与又は支給する学資金	21	問 3 - 39	親会社の役員兼子会社の役員に支給する出勤のための費用	37
問 3 - 13	修学のための学校の範囲	22	問 3 - 40	非常勤の役員等に支給する出勤のための費用	38
問 3 - 14	通常の給与に加算しない学資金の給付	22	問 3 - 41	単身赴任者の帰宅旅費	39
問 3 - 15	「特別の関係がある者」でもある使用人が給付を受ける学資金	23	問 3 - 42	外国人が休暇帰国(ホームリーブ)のために要する旅費負担	40
問 3 - 16	採用内定者に支給する研修旅費	23	問 3 - 43	米国で結婚した役員の妻の来日旅費の負担	41
問 3 - 17	死亡による退職金等	24	問 3 - 44	災害派遣手当	42
問 3 - 18	株主総会決議後に死亡した役員の退職金	24			
問 3 - 19	特許権、著作権の侵害による損害賠償金	25	第 4 給与所得の範囲		43
問 3 - 20	会社が支給する見舞金等	25	問 4 - 1	受領を辞退した給与	43
問 3 - 21	被災状況に応じた災害見舞金の支給	26	問 4 - 2	役付者に支給する交際費	43
問 3 - 22	労働協約に基づく慶弔金	26	問 4 - 3	退職者に支給する賞与	44
問 3 - 23	時間外勤務が深夜におよぶ場合のホテル代	27	問 4 - 4	単身赴任者に支給する着後滞在費	44
問 3 - 24	カフェテリアプランによる医療費等の補助	27	問 4 - 5	在日支店勤務者が本国への転勤に際して支給を受ける家事用資産の損失補填	45
問 3 - 25	条例に基づき支給する「失業者の退職手当」	28	問 4 - 6	出向元法人が負担すべき外国人出向者の申告納税額の立替納付	45
<旅費・通勤手当>			問 4 - 7	従業員に支給する奨学金	46
問 3 - 26	旅費の範囲	29	問 4 - 8	役員、使用人の子弟に対する学資金名義の手当	47
問 3 - 27	旅行について通常必要であると認められる旅費の範囲	30	問 4 - 9	職務上必要な勉学の費用に充てるものとして支給する金銭	47
問 3 - 28	家族移転助成費	31	問 4 - 10	採用内定者の全員に支払う技術(パソコン)習得費用	48
問 3 - 29	通勤手当、通勤用定期乗車券	31	問 4 - 11	自動車運転免許等を取得させるための費用等の負担	49
問 3 - 30	新幹線で通勤した場合の取扱い	32	問 4 - 12	自己啓発助成給付金制度による研修費負担	50
問 3 - 31	計画停電等により通勤交通機関が利用できない者に支給するタクシー代等	33	問 4 - 13	定年前退職者等に支給する転進助成金	50
問 3 - 32	緊急業務のために出退社する者に支給するタクシー代	34			

問4-14	宿直料、日直料	51
問4-15	1週間以内に代日休暇をとらなかった者に追加して支給する宿日直料	52
問4-16	時間外勤務手当と同様に計算する宿直料	53
問4-17	食事を併給している場合の宿直料	53
問4-18	土曜日の宿直につき増額された宿直料	54
問4-19	医師の宿直料	54
問4-20	交通ストに伴い支給する宿日直料等	55
問4-21	交通ストに伴い勤務場所に宿泊する者に支給する食事代	55
問4-22	金融機関に預金をした従業員に支給する利子補給金	56
問4-23	会社が従業員持株会に拠出する奨励金	56
問4-24	財形貯蓄をする従業員に支給する奨励金	57
問4-25	発明、考案等に対する報償金	57
問4-26	職務発明特許の使用者原始帰属制度を導入した場合の「相当の利益」	58
問4-27	有益な提案をした者に対する表彰金	60
問4-28	災害防止に功績のあった者に支給する表彰金	60
問4-29	善行者に対する表彰金	61
問4-30	皆勤した従業員に支給する表彰金	61
問4-31	成績優秀者を抽選により海外旅行に招待した場合の経済的利益	62
問4-32	結婚祝金	62
問4-33	従業員の子弟の入学に際して支給する祝金品	63
問4-34	使用人等に支給する医療費相当額の見舞金	63
問4-35	出張期間中に盗難等の被害を受けた者に支払う補償金	63
問4-36	現金取扱い手当	64
問4-37	従業員に支給する雪害見舞金	64
問4-38	会社で負担した税金	65
問4-39	紛争解決金として労働組合を通じて支払う金銭等	65
問4-40	労働組合が組合事務専従者以外の組合員に支払う金銭等	66

問4-41	家族に支払う給料	66
問4-42	青色申告者が家族に支払う給料	67
問4-43	任意組合が組合員に支払う給与	67
問4-44	増資新株の得意先や従業員等への付与	68
問4-45	出張により取得したマイレージポイント	69
問4-46	大学教授等に支給する研究費等	69
問4-47	医師等が支給を受ける休日診療等の委嘱料	70
問4-48	派遣医が支給を受ける報酬	71
問4-49	進学教室の講師謝礼	71
問4-50	麻酔科医が支給を受ける報酬	72
第5	現物給与とその評価	73
問5-1	現物給与の意義	73
問5-2	商品、製品の現物給与の評価	74
問5-3	卸売業者が支給する商品の価額	74
問5-4	製造業者が支給する自家製品の価額	74
問5-5	成績優秀者に支給する記念品の評価	75
問5-6	商品券の現物給与	75
問5-7	永年勤続者表彰の記念品	76
問5-8	永年勤続者に毎年支給する記念品	76
問5-9	永年勤続記念旅行券の支給に伴う課税上の取扱い	77
問5-10	創業記念品等	78
問5-11	創業記念品等に対し課税する場合の評価	78
問5-12	功労金、記念慰労金	79
問5-13	値引販売の利益	79
問5-14	自社製品を小売店で購入した社員に対する社内割引相当額の支給	80
問5-15	住宅の値引販売	81
問5-16	系列会社の使用人に対する割引販売	81
問5-17	寄宿舎等の電気、ガス、水道料の会社負担	82

問5-18	単身赴任者が家具をレンタルして受ける経済的利益	82
問5-19	理髪所、入浴場などの福利施設の利用	84
問5-20	厚生施設の利用料金として支給する金銭	84
問5-21	福利厚生費用に充てるカードの交付	85
問5-22	カフェテリアプランによるポイントの付与	86
問5-23	カフェテリアプランによる旅行費用等の補助	87
問5-24	保養施設を利用する従業員に対し負担する食事代	88
問5-25	人間ドック検診料の会社負担	88
問5-26	従業員の配偶者に係る人間ドック検診料の会社負担	89
問5-27	サークル活動のための費用の会社負担	89
問5-28	従業員である運動選手が全国大会に出場したことにより、 会社が支給する報奨金	90
問5-29	慰安旅行等の費用の会社負担	91
問5-30	部又は課単位で行う忘年会等の費用の会社負担	92
問5-31	慰安旅行として行う海外旅行費用の会社負担	92
問5-32	クルージングによる海外慰安旅行	93
問5-33	従業員の参加割合が50%未満である場合の慰安旅行	94
問5-34	やむを得ない事情による慰安旅行の不参加者に支給した金銭	95
問5-35	学校の教職員の子弟に係る学費の免除による利益	95
問5-36	会社が負担した従業員の行為に基づく損害賠償金	96
問5-37	ゴルフクラブの入会金等	96
問5-38	レジャークラブの入会金等	98
問5-39	結婚情報サービスクラブの入会金等	98
問5-40	社交団体の入会金等の会社負担	99
問5-41	ロータリークラブ等の入会金や会費等の会社負担	100
<食事の供与>		
問5-42	食事の評価	100
問5-43	食事を支給する場合の使用人負担額	101
問5-44	業者に委託して調理した食事の評価	101
問5-45	食事の供与が非課税扱いを受けるための具体的な方法	103

問5-46	契約食堂で通用する食券の交付	104
問5-47	昼食の惣菜の現物給与	104
問5-48	残業又は宿日直をした者に支給する食事	105
問5-49	夜間の勤務者に支給する夜食代	105
問5-50	海上プラットフォームに勤務する従業員に支給する食事	106
<社宅の供与>		
問5-51	役員社宅の賃貸料相当額の評価方法	106
問5-52	役員社宅の賃貸料相当額の評価方法の図示	108
問5-53	会社が負担する冷暖房の費用等	109
問5-54	役員社宅の賃貸料の計算	109
問5-55	マンション、アパート等の1室が小規模社宅に該当するか どうかの判定	110
問5-56	2軒の役員社宅を貸与している場合の小規模社宅の判定	110
問5-57	小規模借上役員社宅	110
問5-58	会議用にも使用する役員社宅	111
問5-59	単身赴任者が居住する役員社宅	112
問5-60	役員社宅について特別な取扱いを受ける法人の範囲	112
問5-61	使用人兼務役員に貸与した社宅	113
問5-62	役員社宅の賃貸料相当額の評価算式の根基	114
問5-63	固定資産税の課税標準額の改訂があった場合の役員社宅	114
問5-64	「固定資産税課税標準額」の意義	114
問5-65	年の中途で新築した役員社宅	115
問5-66	敷地が借上げの場合の役員社宅	115
問5-67	子会社の役員を兼ねている使用人の社宅	116
問5-68	月の中途で入居した役員の社宅	116
問5-69	転任した役員のホテル代の負担	117
問5-70	役員に対する敷地のみの貸与	117
問5-71	役員社宅の徴収家賃のプール計算(1)	118
問5-72	役員社宅の徴収家賃のプール計算(2)	119
問5-73	豪華な役員社宅を貸与した場合の取扱い	119

問5-74	使用人社宅の徴収家賃とのプール計算	120
問5-75	使用人社宅の家賃	120
問5-76	使用人社宅の家賃料相当額の評価方法	121
問5-77	他から借り入れている使用人社宅	122
問5-78	固定資産税の課税標準額の引上げと使用人社宅の家賃との関係	122
問5-79	使用人社宅の徴収家賃のプール計算	123
問5-80	非課税社宅とプール計算	123
問5-81	3交替勤務者の社宅とプール計算	124
問5-82	使用人から役員に昇任した者の賃貸料相当額	124
問5-83	会社が社員所有の住宅を借り上げ、社宅として同社員に貸与した場合の取扱い	125
問5-84	従業員が指定する住宅を借上社宅とした場合の取扱い	126
問5-85	使用者が取得した土地に使用者が社宅を建設して土地所有者に賃貸する場合の取扱い	126
問5-86	会社が負担する下宿料	128
<保険料の負担>		
問5-87	会社が負担した社会保険料	128
問5-88	健康保険料の事業主負担による経済的利益	129
問5-89	会社が負担した確定給付企業年金規約等に基づく掛金	130
問5-90	会社が負担した会社契約の生命保険の保険料	131
問5-91	従業員が契約したグループ保険の保険料の会社負担	133
問5-92	使用者が一定の年齢を超える者について保険料を負担した場合の取扱い	133
問5-93	使用者が特定地域に勤務する従業員を対象に締結した損害保険契約	134
問5-94	会社が負担した長期の損害保険の保険料	134
問5-95	会社が年払で負担した保険料の月割計算	135
問5-96	介護費用保険の保険料の会社負担	135
問5-97	年金払積立傷害保険の保険料の会社負担	136

問5-98	役員賠償保険の保険料の会社負担	137
問5-99	新たな役員賠償保険の保険料の取扱い	138
<貸付金の利子・利子補給>		
問5-100	従業員に対する貸付金又は貸付金の利子	139
問5-101	役員に対する住宅資金の借換え	140
問5-102	利息相当額の評価	141
問5-103	転勤に際し借家敷金を無利息で借りた場合の経済的利益	141
問5-104	長期海外出張者に対する渡航準備費用の無利息貸付け	142
問5-105	生活資金の無利息貸付け	142
問5-106	結婚、入学等のための資金の無利息貸付け	143
問5-107	住宅取得資金の貸付け等を受けた場合の課税上の特例	143
<ストックオプション関係>		
問5-108	ストックオプションの行使による経済的利益	145
問5-109	退職後にストックオプションを行使した場合の利益	146
問5-110	金銭の払込みに代えて債権をもって相殺するストックオプション	147
問5-111	吸収合併により消滅会社のストックオプションに代えて存続会社から交付されるストックオプション	148
問5-112	ストックオプション契約の内容を税制非適格から税制適格に変更した場合の取扱い	148
問5-113	譲渡制限付株式の交付を受けた場合の課税時期等	149
問5-114	外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調査	150
第6 控除対象配偶者及び扶養親族		
問6-1	控除対象配偶者の意義	152
問6-2	老人控除対象配偶者の意義	153
問6-3	内縁の妻	154
問6-4	外国人についての同一生計配偶者の判定	154
問6-5	配偶者と死別し再婚した場合の控除	155

問 6 - 6	死亡した配偶者が他の人の扶養親族とされていた場合に再婚した配偶者の控除	155
問 6 - 7	同一生計配偶者としての所得要件	156
問 6 - 8	配偶者に内職所得がある場合の所得計算	156
問 6 - 9	シルバー人材センターにおいて就業する高齢者の所得	157
問 6 - 10	同一生計配偶者等に該当するかどうかの所得の見積り	157
問 6 - 11	配偶者特別控除の適用要件等	158
問 6 - 12	配偶者特別控除額の計算例	159
問 6 - 13	配偶者特別控除の対象となる配偶者の判定等	159
問 6 - 14	扶養親族、控除対象扶養親族の意義	160
問 6 - 15	特定扶養親族の意義	160
問 6 - 16	老人扶養親族の意義	161
問 6 - 17	同居老親の意義	161
問 6 - 18	年少扶養親族の申告の必要性	161
問 6 - 19	親族の意義	162
問 6 - 20	別居している家族	164
問 6 - 21	離婚後に養育費を送金している場合の扶養親族の判定	164
問 6 - 22	国外居住親族に係る扶養控除等を適用する場合の書類の提出等	165
問 6 - 23	戸籍に未記載の者	165
問 6 - 24	配偶者の連れ子	166
問 6 - 25	籍の異なる実父	166
問 6 - 26	籍の異なる実母	166
問 6 - 27	継母	167
問 6 - 28	中国残留孤児の養父母	167
問 6 - 29	非課税所得等がある場合の控除対象扶養親族の所得の計算	168
問 6 - 30	公的年金がある場合の控除対象扶養親族の判定	168
問 6 - 31	青色事業専従者であった者が嫁いだ場合の配偶者控除等	169
問 6 - 32	配偶者等が非居住者であった間に支払を受けた国内源泉所得と所得要件	169

問 6 - 33	海外勤務期間内に死亡した扶養親族	170
問 6 - 34	配偶者控除等の控除額一覧表	170
第 7	障害者、寡婦、寡夫、勤労学生	172
問 7 - 1	障害者・特別障害者の意義	172
問 7 - 2	常に就床を要し、複雑な介護を要する者	173
問 7 - 3	身体障害者手帳の交付を受けていない者	173
問 7 - 4	寡婦の意義	174
問 7 - 5	内縁の夫と死別した者	175
問 7 - 6	夫の生死が明らかでない者	176
問 7 - 7	控除対象配偶者と寡婦（寡夫）控除	177
問 7 - 8	寡夫控除の対象となる範囲	177
問 7 - 9	勤労学生の意義	178
問 7 - 10	通信教育生	179
問 7 - 11	私立大学の通信教育を受ける特修性	180
第 8	給与所得者の扶養控除等申告書	181
問 8 - 1	扶養控除等申告書の様式	181
問 8 - 2	同じ世帯に所得者が2人以上いる場合の申告	182
問 8 - 3	所得者間の控除対象扶養親族の移替え（1）	182
問 8 - 4	所得者間の控除対象扶養親族の移替え（2）	183
問 8 - 5	所得者の死亡による控除対象扶養親族の移替え	183
問 8 - 6	扶養控除等の申告をしなかった場合の徴収税額	184
問 8 - 7	2以上の給与がある者についての扶養控除等	184
問 8 - 8	従たる給与から主たる給与への控除対象扶養親族の移替え	185
問 8 - 9	勤労学生控除を申告する時期	186
問 8 - 10	控除対象扶養親族でない者を申告してきた場合の支払者の処理	186
問 8 - 11	控除対象扶養親族又は障害者でない者を控除していた場合の支払者の責任	186

問 8-12 控除対象扶養親族等に該当しない者を控除していたことが 税務署の調査で発見された場合の処理……………	187	問 9-25 いわゆる据置配当がある場合の保険料の額……………	211
第 9 社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、地震保険料の 控除……………	189	問 9-26 団体定期保険の保険料……………	212
問 9-1 社会保険料の意義……………	189	問 9-27 中途解約をした場合の控除……………	212
問 9-2 未納の社会保険料……………	190	問 9-28 振替貸付けを受けた場合の控除……………	213
問 9-3 社会保険料を前納した場合の取扱い……………	190	問 9-29 地震保険料控除のあらまし……………	213
問 9-4 国民年金保険料の 2 年前納制度の取扱い……………	191	問 9-30 旧長期損害保険料を支払った場合の控除……………	216
問 9-5 国民健康保険の保険料を前納し、報奨金を受けた場合の取 扱い……………	192	問 9-31 生命保険料、地震保険料の控除を受けるための手続……………	217
問 9-6 会社が負担した社会保険料……………	192	問 9-32 証明書をなくしたときの取扱い……………	218
問 9-7 中小企業基盤整備機構に支払った掛金……………	193	問 9-33 団体特約により支払った保険料の証明書……………	219
問 9-8 小規模企業共済等掛金控除を受ける手続……………	193	問 9-34 証明書の添付のない申告書を受け取ったときの対応……………	219
問 9-9 死亡者に係る社会保険料控除……………	194	問 9-35 年末調整を行わない人についての証明書……………	220
問 9-10 非居住者であった期間の社会保険料……………	194	第 10 給与所得の源泉徴収（賞与以外の一般給与の場合）……………	221
問 9-11 生命保険料控除のあらまし……………	195	問 10-1 給与の支払者が行わなければならない事項……………	221
問 9-12 新生命保険料控除のあらまし……………	197	問 10-2 源泉徴収簿の備付け……………	222
問 9-13 新旧生命保険料の内容……………	200	問 10-3 家事使用人に支払う給与についての源泉徴収……………	223
問 9-14 新旧個人年金保険料の内容……………	203	問 10-4 一部未払がある場合の源泉徴収の時期と税額……………	224
問 9-15 介護医療保険契約等の内容……………	204	問 10-5 過去に遡及して残業手当を支払った場合の課税年分……………	225
問 9-16 介護医療保険契約の対象とならない保険契約……………	205	問 10-6 概算払の給与から徴収する税額の計算……………	225
問 9-17 保険金受取人が満期と死亡の場合とで異なる場合の適用……………	206	問 10-7 支払が遅延した場合の納付の時期……………	226
問 9-18 会社負担の生命保険料……………	207	問 10-8 給与を仮払した場合の源泉徴収時期……………	227
問 9-19 契約者以外の者が保険料を負担する場合の生命保険料控除……………	207	問 10-9 給与の改訂が遡った場合に支給する差額に対する税額の計算……………	227
問 9-20 生命保険料を前納した場合の取扱い……………	208	問 10-10 審議会の委員に対する報酬……………	228
問 9-21 剰余金の分配があった場合の新生命保険料の額……………	209	問 10-11 給与の支給期日に死亡した者に対する課税……………	228
問 9-22 剰余金の分配があった場合の旧生命保険料の額（1）……………	209	問 10-12 就航中の船員の給与から徴収する所得税の納付時期……………	229
問 9-23 剰余金の分配があった場合の旧生命保険料の額（2）……………	210	問 10-13 親会社の派遣役員の報酬を親会社に支払う場合の源泉徴収……………	229
問 9-24 保険料の割引がある場合の旧生命保険料の額……………	211	問 10-14 仮処分判決に基づく支払金に対する源泉徴収……………	230
		問 10-15 税額表の種類とその使い方……………	230
		問 10-16 月額表を適用する給与……………	231
		問 10-17 月額表を適用できない給与の日割額を計算する場合の日数……………	232

問10-18 中途就(退)職者に日割計算で支払う給与に対する税額の 計算	233
問10-19 日額表を適用する給与	234
問10-20 障害者控除等がある場合の「扶養親族等の数」の数え方	234
問10-21 甲欄、乙欄、丙欄の適用区分	235
問10-22 派遣医の給与所得に対する源泉徴収税額表の適用区分	236
問10-23 年の中途中で退職した者に係る給与所得者の扶養控除等申告 書の効力	237
問10-24 従たる給与について扶養控除等を受ける場合の税額の求め方	237
問10-25 県が市町村職員を調査委員に委嘱した場合に支給する委員 手当についての源泉徴収	238
問10-26 退職者に計算期間を異にする給与を同一月中に2回支払う 場合の税額の計算	238
問10-27 兼務先が支払う時間外手当についての税額の計算	239
問10-28 給与を税引で定めた場合の税額計算	240
問10-29 電子計算機による税額の計算方法の簡素化	242
問10-30 日額表丙欄を適用する給与	243
問10-31 パートタイマーに支払う給与から徴収する税額の計算	244
問10-32 日額表丙欄の適用の是非	245
問10-33 丙欄を適用する給与に対する日割額による税額計算	246
問10-34 日々雇い入れられる者が同じ支払者から継続して給与の支 払を受けるかどうかの判定	246
問10-35 日々雇い入れられる者に支払う賃金で丙欄を適用されない もの	247
問10-36 隔日就労する臨時日雇に支払う給与	247
問10-37 過年分の課税漏れ分の税額の簡易計算	248
問10-38 納付税額がないときの税務署への報告	249
問10-39 計算誤りにより納め過ぎた税金の還付	249
問10-40 支払額の過払を是正した場合の税額の是正	250

第11 給与所得の源泉徴収(賞与の場合)	253
問11-1 賞与とその他の給与との区分	253
問11-2 賞与に対する税額の計算方法	253
問11-3 前月中に支払った給与がない場合の賞与に対する税額の求 め方	255
問11-4 未払となっている役員賞与等についての源泉徴収の時期	256
問11-5 賞与に対する税額計算の際の扶養親族等の数	257
問11-6 賞与から控除する社会保険料の範囲	257
問11-7 従たる給与の支払者が支払う賞与に対する税額の求め方	258
問11-8 前月中の賞与以外の給与が未払のときの計算	259
問11-9 前月中にベースアップの差額を支給していた場合の前月の 通常の給与の額	259
問11-10 前月中の通常の給与が半期分の役員報酬であるときの計算	260
問11-11 手取賞与に対する税額の計算方法	260
問11-12 賞与の税額計算における障害者等の控除	261
問11-13 賞与の支払者と前月中の給与の支払者とが異なる場合の計算	262
問11-14 会社整理の手段として未払賞与金の受領を辞退した場合の 源泉徴収	262
第12 給与所得の年末調整	264
問12-1 年末調整の必要性	264
問12-2 年末調整を行う時期	264
問12-3 年末調整により過不足額が生ずる理由	265
問12-4 年末調整を行うその年中の給与の範囲	267
問12-5 丙欄を適用した給与に係る年末調整	269
問12-6 年末において給与所得者の扶養控除等申告書を提出した者 の年末調整	269
問12-7 他の主たる給与の支払者が支払った乙欄給与、丙欄給与	270
問12-8 従たる給与の支払者として支払った給与に係る年末調整	271
問12-9 年末賞与を分割払する場合の帰属年分	271

問12-10	未払の給与に係る年末調整	272
問12-11	年末調整を要しない給与	272
問12-12	年末調整後に給与の支給金額が2,000万円を超えた場合の 取扱い	273
問12-13	年の途中で死亡した者に対する年末調整	274
問12-14	国内に住所がなくなった者に対する年末調整	274
問12-15	中途退職者で退職後他から給与を受けない者に対する年末 調整	275
問12-16	前の支払者の支払った給与と徴収税額がわからないときの 年末調整	275
問12-17	年の途中で海外から帰国した者の年末調整	276
問12-18	年の中途に非居住者期間を有する者の年末調整	276
問12-19	給与を手取りで定めている場合の年末調整	277
問12-20	年税額の求め方	277
問12-21	電子計算機による年税額の求め方	278
問12-22	年末調整の扶養控除額等	282
問12-23	年末調整の際の配偶者控除額及び配偶者特別控除額	282
問12-24	給与所得者の配偶者控除等申告書	283
問12-25	配偶者控除申告書に記載した合計所得金額の見積額が異動 した場合	284
問12-26	親族関係書類、送金関係書類の内容	285
問12-27	源泉徴収関係書類の保存	286
問12-28	中途就職者の扶養控除等	287
問12-29	その年最後の給与に対する税額計算の省略	288
問12-30	年末調整による過納額の処理	288
問12-31	支払者が納期の特例の適用者である場合の過納額の還付	289
問12-32	過納額の還付に2か月以上の長期間を要する場合の取扱い	290
問12-33	過納額の還付を終わらないうちに給与の支払者が廃業する 場合の取扱い	291
問12-34	不足額の徴収繰延べ	291

問12-35	12月分徴収税額の翌年への繰延べ	292
問12-36	退職者に係る徴収繰延中の税額の徴収	292
問12-37	年末調整終了後に給与を追給する場合の取扱い	293
問12-38	年末調整後に増加した扶養親族の控除	294
問12-39	年末調整後に払い込んだ生命保険料等の控除	295
問12-40	死亡退職者に係る年末調整の不足税額	295
問12-41	誤って不足額を過大に計算して徴収納付した場合の処理	296
第13 給与所得者の特定支出		297
問13-1	給与所得者の特定支出控除のあらまし	297
問13-2	特定支出控除の対象となる通勤費の計算	299
問13-3	修理のための支出で特定支出とならないもの	300
問13-4	事故による修理代	300
問13-5	通勤用自家用車の駐車場代	301
問13-6	旅費の範囲	301
問13-7	転任に伴う引越費用の範囲	301
問13-8	出向や退職に伴う転居費用	302
問13-9	研修費の範囲	303
問13-10	研修費補填金等がある場合の特定支出	303
問13-11	キャリアコンサルティング費用	304
問13-12	資格取得費の範囲	305
問13-13	法科大学院等に係る費用	306
問13-14	単身赴任者の帰宅旅費の範囲	307
問13-15	勤務必要経費の範囲	308
問13-16	特定支出控除の対象となる図書費の範囲	310
問13-17	社内規則で着用が義務付けられた背広の購入費用	310
問13-18	得意先社員への結婚祝金等の支出	311
問13-19	給与所得と雑所得等に係る支出	311
問13-20	給与所得控除との選択替え	312
問13-21	特定支出控除を受けるための手続	312

問13-22	特定支出控除についての使用者の証明	314
第14	住宅借入金等特別控除	317
問14-1	住宅借入金等特別控除のあらまし	317
問14-2	認定長期優良住宅を取得した場合の控除額	319
問14-3	認定低炭素住宅を取得した場合の控除額	320
問14-4	バリアフリー改修工事をした場合の控除額	321
問14-5	省エネ改修工事をした場合の控除額	322
問14-6	多世帯同居改修工事をした場合の控除額	323
問14-7	要耐震改修住宅を取得した場合の控除額	324
問14-8	「引き続き居住の用に供している場合」の取扱い	325
問14-9	共有部分の追加取得	327
問14-10	財産分与による住宅の取得	328
問14-11	海外勤務となった後の住宅借入金等特別控除の適用	328
問14-12	居住した年に転居し再び居住した場合の住宅借入金等特別控除	329
問14-13	居住した年に転居しその年の年末までに再居住した場合	330
問14-14	再び居住した場合の住宅借入金等特別控除の再適用	331
問14-15	家屋の取得対価等の額の範囲	332
問14-16	床面積の判定	333
問14-17	住宅を再建した場合の住宅借入金等特別控除	333
問14-18	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書等の交付	334
問14-19	年末調整による住宅借入金等特別控除の手続	335
問14-20	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書を紛失した場合	336
問14-21	2か所から給与の支給を受けている場合の住宅借入金等特別控除	337
問14-22	確定申告の際の手続	337
問14-23	住宅借入金等特別控除の適用が受けられないこととなる場合の修正申告等	341

<住宅等の範囲>

問14-24	住宅借入金等特別控除の対象となる住宅等の範囲	343
問14-25	父の所有する家屋について行った増改築	345
問14-26	居住前に自己の所有する家屋について行った改修工事	346
問14-27	マンションのリフォーム	347
問14-28	増改築等に際して行う設備取替え工事	347
問14-29	特定増改築等の範囲	348
問14-30	特定耐久性向上改修工事等の範囲	350
問14-31	バリアフリー改修工事等の範囲	351
問14-32	省エネ改修工事等の範囲	353
問14-33	特定多世帯同居改修工事等の範囲	353
問14-34	住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の住宅の取得	354

<借入金等の範囲>

問14-35	借入金等の範囲	355
問14-36	「割賦償還の方法」等の意義	358
問14-37	住宅の購入に当たり承継した債務	359
問14-38	土地の先行取得に係る借入金	360
問14-39	共有の家屋を連帯債務により取得した場合の借入金の額の計算	360
問14-40	連帯債務により家屋を取得した場合の各年の年末残高の額の計算	362
問14-41	借入金の借換え等	363
問14-42	住宅取得後に変更した住宅ローンの償還期間	364
問14-43	繰上返済をした場合の償還期間	365
問14-44	住宅ローンを利用しない場合の税額控除	365

第15 公的年金等に対する源泉徴収

問15-1	公的年金等に係る雑所得の金額の計算	368
問15-2	公的年金等の範囲	369
問15-3	会社が使用人に掛金の一部を負担させて実施する退職年金	

制度に基づく給付	371	問16-16	生命保険外交員の退職金	393
問15-4 転籍前法人が支出する較差補填金	372	問16-17	死亡退職金に対する源泉徴収の要否	394
問15-5 公的年金等の額が既往に遡って支給された場合の所得の帰属年分及び所得区分	373	問16-18	退職の日後に死亡した従業員の退職金に対する源泉徴収の要否	394
問15-6 公的年金等の源泉徴収	374	問16-19	死亡後に支給の確定した退職金の改訂差額	395
問15-7 特定の公的年金等に係る控除額の減額	376	問16-20	退職金として生命保険契約に関する権利を与える場合の評価	396
問15-8 確定給付企業年金の給付額から控除する「加入者の負担した金額」	377	問16-21	特定退職金共済団体の内容	396
問15-9 遺族が年金受給権を承継して支払を受ける年金	379	問16-22	特定退職金共済団体が行う事業が「退職金共済事業」を主たる目的とするか否かの判定基準	399
問15-10 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書が提出できない年金	379	問16-23	未払賃金立替払制度により国から弁済を受ける未払賃金	399
問15-11 少額な公的年金の源泉不徴収及び確定申告不要制度	380	問16-24	役員退職金制度の廃止に伴う退職金を退任時に支給する場合の取扱い	400
第16 退職所得の範囲	382	問16-25	役員退職金制度の廃止に伴い付与される新株予約権	401
問16-1 退職所得のあらまし	382	<退職金の打切り支給関係>		
問16-2 解雇予告手当	384	問16-26	打切り支給の退職金	402
問16-3 退職時に行う残存年次休暇の買上げ	384	問16-27	使用人が執行役員に就任した場合に支給する退職金	403
問16-4 外国人である使用人の解雇に伴い支払った和解金	385	問16-28	定年後再雇用する者に支給する退職金	404
問16-5 退職者に支払った紛争解決金の所得区分	385	問16-29	定年退職後理事として再雇用する者に支払う退職金	405
問16-6 季節労務者の離職慰労金	386	問16-30	定年延長前に入社した従業員に対して、旧定年時に支給する退職一時金	405
問16-7 福利厚生等を目的とした従業員団体から退職者が支払を受ける一時金	387	問16-31	定年延長に伴い旧定年時及び新定年前の退職者に支給する金員の所得区分	406
問16-8 年金に代えて支給する一時金の所得区分	387	問16-32	定年経過後に支給する退職金	407
問16-9 確定給付企業年金の給付減額に伴い支給される一時金	388	問16-33	定年退職金支給後の退職金	408
問16-10 法人成りにより支給を受ける小規模企業共済契約の一時金の所得区分	389	問16-34	退職給与規程の廃止に伴い打切り支給する退職金	408
問16-11 労働組合の役員に対する退職金の収入すべき時期	390	問16-35	財務状態の悪化による退職金制度の廃止に伴う退職金の打切り支給	410
問16-12 退職賞与	391	問16-36	役員に対する退職金の打切り支給	411
問16-13 退職付加金の所得区分	391	問16-37	使用人兼務役員から専任役員となった者に支払う退職金(打切り支給)	412
問16-14 定年退職に当たり実施する慰安旅行の費用	392			
問16-15 清算人の退職金	392			

問16-38 役員の分掌変更等の場合に支給する退職金……………	413	問17-4 平成25年1月1日以後支給される退職金に対する源泉徴収税 額の求め方(源泉徴収する所得税及び復興特別所得税の額) ……	428
問16-39 既に役員となっている者に支払う使用人期間の退職金……………	413	問17-5 退職所得控除額の内容……………	429
問16-40 役員昇格により打切り支給する退職金が支給漏れであった 場合の取扱い……………	414	問17-6 居住者が非居住者期間内に国外源泉所得である退職手当等 の支払を受けている場合……………	431
問16-41 転籍者が退職するに当たり転籍前の法人が支給する追加退 職金……………	415	問17-7 退職金の支払者から既に退職金の支払を受けている場合の 退職所得控除額……………	432
問16-42 子会社に転籍した者に対して追加払する退職金……………	415	問17-8 親会社から既に退職金の支払を受けている場合の退職所得 控除額……………	433
問16-43 厚生年金基金の解散により加入者が支払を受ける残余財産 の分配金(原則的取扱い) ……	416	問17-9 他社に勤務している期間とみなし退職所得に係る加入期間 が重複している場合の退職所得控除額……………	434
問16-44 母体企業の倒産により解散した厚生年金基金から支払われ る残余財産の分配金……………	417	問17-10 使用人から役員に昇格した者の退職所得控除額……………	436
問16-45 適格退職年金契約の解約による給付……………	418	問17-11 前年以前4年内に他の退職手当を受けている場合の退職所 得控除額……………	437
問16-46 適格退職年金制度の廃止により年金受給者に支払われる分 配一時金……………	418	問17-12 前年以前4年内に受けた退職金に控除不足がある場合の退 職所得控除額……………	438
問16-47 転籍時に支給を受ける適格退職年金契約に係る一時金……………	419	問17-13 前に支払を受けた退職金が少額である場合の退職所得控除額…	439
問16-48 確定拠出年金制度への移行による退職金の打切り支給……………	420	問17-14 他に勤務した期間等が退職金の支払額の計算の基礎とされ ているかどうかの判定……………	440
問16-49 個人型の確定拠出年金制度の加入による退職金の打切り支給 …	421	問17-15 障害者となった後通常の勤務に服して退職する場合の退職 所得控除額……………	441
問16-50 確定拠出年金制度への移行に係る資産移換又は一時金受領 の選択が従業員に認められている場合の取扱い……………	421	問17-16 障害者となった後ほとんど勤務しなかった場合の退職所得 控除額……………	441
問16-51 確定拠出年金制度への移行に当たり規約で同制度の加入者 とされない従業員に打切り支給する退職金……………	422	問17-17 退職金を転職先に納入した場合の源泉徴収……………	442
問16-52 中小企業退職金共済制度への移行に係る払込金額の上限超 過額の打切り支給……………	423	問17-18 退職金を分割支給する場合の税額計算……………	443
問16-53 海上部門の廃止により船員に該当しないこととなる従業員 に支払う金員の所得区分……………	424	問17-19 退職給与規程の改訂により差額を追給する場合の税額計算…	444
第17 退職所得の源泉徴収 ……	426	問17-20 同時に数社の退職金を受ける場合の税額計算……………	444
問17-1 退職金を支払う場合に提出を受ける申告書……………	426	問17-21 同一年中に2か所以上から退職金を受ける場合の税額計算…	445
問17-2 退職所得の受給に関する申告書の提出がない場合の源泉徴収 …	426	問17-22 一の退職により2以上の退職金の支払がある場合の課税年分 …	446
問17-3 退職所得の税額の求め方……………	427	問17-23 年金の一時払を退職所得とする場合の税額計算……………	446

続年数	478	問19-8 信託終了後に分配した信託財産に係る損害賠償金	495
問18-16 親子会社の双方が同時に退職金を支払う場合の勤続年数	479	第20 利子所得の源泉徴収（国外公社債の利子所得を除く）	496
問18-17 他の勤務期間を一定率により換算している場合の勤続年数	479	問20-1 利子所得に対する課税方法のあらまし	496
問18-18 他に勤務した期間の一部を退職金の計算の基礎に含めてい る場合の勤続年数	480	問20-2 利子所得に対する課税方式の改正	497
問18-19 他から支払を受けた退職金を会社が受け入れている場合の 勤続年数	480	問20-3 総合課税の対象となる利子	500
問18-20 既に支払を受けた退職金を返還していた場合の勤続年数	481	問20-4 個人の利子所得課税と法人税の関係	501
問18-21 既に支払った退職金が勤続期間の一部に対応するもので あった場合の勤続年数	481	問20-5 公共法人等が受け取る利子等に対する課税	502
問18-22 同一年中に2か所以上から退職金を受ける場合の勤続年数	482	問20-6 住民税の特別徴収	502
問18-23 日数を月数に、月数を年数に換算する方法	483	問20-7 外交官が帰国した後に満期となった預金の利子	504
問18-24 みなし退職所得がある場合の勤続年数	483	問20-8 利子所得の支払を受けるべき日	504
問18-25 みなし退職所得についての勤続年数	484	問20-9 勤務先預金の利子で元本に繰り入れるものの源泉徴収の時期	505
問18-26 みなし退職所得の勤続年数の計算	484	問20-10 複利計算で利子を支払うことにしている場合の源泉徴収の 時期	506
問18-27 退職手当等とみなされる一時金につき、支払額の計算の基 礎とならない制度加入期間がある場合	485	問20-11 為替先物予約が行われている場合の外貨預金利子に対する 源泉徴収税額の計算方法	506
問18-28 過去勤務債務に係る期間がある場合の勤続年数	486	問20-12 支払済みの利子を返還させた場合の源泉徴収税額の還付	507
問18-29 任意継続組合員であった期間がある場合の勤続年数	486	問20-13 外国企業の発行する債券の利子について徴収される外国所 得税を債券発行法人が負担した場合の所得税の取扱い	508
問18-30 脱退一時金の移換を受けた確定給付企業年金が支払う退職 一時金等に係る退職所得の勤続年数	487	問20-14 源泉徴収不適用の対象となる金融機関等の範囲	508
第19 利子所得の範囲	488	問20-15 源泉徴収不適用となる金融機関が受ける利子所得の範囲	510
問19-1 利子所得のあらまし	488	問20-16 告知を要しない利子所得の範囲	510
問19-2 学校債、組合債の利子	490	問20-17 告知を要しない預金者	511
問19-3 勤務先預金の範囲	491	問20-18 みなし告知	512
問19-4 役員の勤務先預金で預貯金となるもの	492	問20-19 包括告知	513
問19-5 協同組合が預貯金について支払う事業分量配当	492	問20-20 法人の本人確認書類の範囲	515
問19-6 定期預金の景品として交付する宝くじ	493	問20-21 申請書に基づく帳簿による本人確認	516
問19-7 身元保証金や取引保証金の利子	494	問20-22 外国人の本人確認書類	517
		問20-23 会社の部課係等の預金等に係る確認書類	518

第21 利子所得の非課税	520
問21-1 利子所得で課税されないもの	520
問21-2 郵政民営化法の施行日前に預入をしていた郵便貯金の取扱い	522
問21-3 数口の納税準備預金のうち一つのものから目的外払出しがあった場合	522
問21-4 納税準備預金から源泉徴収超過額還付金を引き出した場合	523
第22 障害者等の少額貯蓄非課税制度等	525
問22-1 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度のあらまし	525
問22-2 障害者等の範囲	526
問22-3 障害者等の確認書類	527
問22-4 身体障害者手帳の交付を受けている者が保護者である場合の障害者等の範囲	528
問22-5 非課税扱いの対象となる貯蓄	529
問22-6 外貨預金の少額貯蓄非課税制度の適用の有無	531
問22-7 本邦通貨で表示された債券	531
問22-8 非課税貯蓄申告書と非課税貯蓄申込書との関係	531
問22-9 最高限度額の区分	533
問22-10 非課税限度額	534
問22-11 非課税限度額の判定	534
問22-12 非課税限度額を超過するような場合の手続	535
問22-13 非課税限度額の合計額が350万円を超えた場合の取扱い	535
問22-14 非課税限度額の変更によりその合計額が350万円を超えることになった場合の取扱い	536
問22-15 預金残高のない非課税貯蓄申告書の効力	536
問22-16 非課税貯蓄申込書の最高限度額方式の選択	537
問22-17 非課税貯蓄申込書の最高限度額方式を選択できる貯蓄	538
問22-18 最高限度額を超過して預入等が行われた場合の取扱い	538
問22-19 最高限度額方式を選択した預金等とそれ以外の預金等がある場合の元本額の計算	539

問22-20 非課税の適用を受ける貯蓄を変更するための手続	539
問22-21 非課税預金を相続した人が引き続き非課税扱いを受けるための手続	540
問22-22 預金者が資格外となった場合の取扱い	541
問22-23 非課税貯蓄者死亡届出書・死亡通知書	542
問22-24 各種申告書等の所轄税務署長への送付期限	542
<勤務先預金>	
問22-25 勤務先預金に対する非課税規定の適用要件	543
問22-26 勤務先預金について提出を受ける非課税貯蓄申告書	544
問22-27 社内預金の一部移管	545
問22-28 個人事業主が受け入れる労働基準法第18条の預金の利子	545
問22-29 海外勤務者の勤務先預金	546
問22-30 転勤者の勤務先預金に対する障害者等の少額貯蓄非課税の継続適用のための手続	547
問22-31 勤務先預金に住宅積立預金と普通預金とがある場合の取扱い	547
<告知・本人確認>	
問22-32 非課税貯蓄申告書を受理した受入金融機関の確認手続等	548
問22-33 非課税貯蓄限度額変更申告書を受理した場合の受入金融機関の確認手続等	549
問22-34 確認をした旨の証印	549
問22-35 身体障害者手帳等を交付申請中の者に対する適用	550
問22-36 外国の官公署の発行した証明書	550
問22-37 預金の移管のみを内容とする異動申告書を提出する場合の確認書類の提示	551
問22-38 非課税貯蓄廃止申告書を提出する場合の確認書類の提示	551
問22-39 帳簿により確認する方法	551
問22-40 ネットバンクにおける適用の可否	552
問22-41 障害者等の少額公債利子の非課税制度の概要	553

第23 財産形成住宅貯蓄非課税制度	555	第24 勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度	580
問23-1 財産形成住宅貯蓄非課税制度のあらまし	555	問24-1 財産形成年金貯蓄非課税制度のあらまし	580
問23-2 制度の対象となる者	555	問24-2 制度の対象となる者	581
問23-3 勤労者の範囲（外交員）	556	問24-3 非課税限度額	581
問23-4 個人事業の家族従業員	556	問24-4 財形年金貯蓄契約の意義	582
問23-5 外国に勤務する公務員	557	問24-5 非課税の対象となる貯蓄の範囲	583
問23-6 制度の対象となる貯蓄	558	問24-6 非課税の対象となる利子等の範囲	583
問23-7 受入金融機関の範囲	559	問24-7 非課税扱いを受けるための手続（積立段階）	585
問23-8 財形住宅貯蓄契約の意義	559	問24-8 非課税扱いを受けるための手続（積立終了後）	586
問23-9 一定の要件を満たす継続預入等の内容	561	問24-9 非課税扱いの受けられない事由	589
問23-10 財形住宅貯蓄における貸金控除の意義	562	問24-10 要件違反があった場合の課税	590
問23-11 持家として取得する要件	562	問24-11 保険型財形年金貯蓄契約を解約した場合の課税	591
問23-12 住宅取得のための払出方法	563	問24-12 財形年金貯蓄契約に基づいて払い込まれた保険料等の生命 保険料控除、地震保険料控除	592
問23-13 非課税扱いを受けるための手続	564	第25 勤労者財産形成給付金・基金制度	593
問23-14 最高限度額方式による申込書	564	問25-1 勤労者財産形成給付金制度のあらまし	593
問23-15 転勤の場合の勤務先異動申告書	565	問25-2 勤労者財産形成給付金契約の意義	593
問23-16 財形住宅貯蓄等の転職継続予定通知書	566	問25-3 勤労者財産形成基金制度のあらまし	594
問23-17 勤務先の所在地が異動した場合の異動申告書の提出	567	問25-4 勤労者財産形成基金契約の意義	594
問23-18 合併があった場合の異動申告書の提出	568	問25-5 事業主が拠出した信託金等	595
問23-19 財形住宅貯蓄非課税制度の海外転勤者に対する継続適用	568	問25-6 財産形成給付金等に対する課税上の特例	596
問23-20 海外の大学に留学するために出国した場合の手続	571	問25-7 勤労者に該当しない者に対し財形給付金契約を締結して負 担した掛金	596
問23-21 財形住宅貯蓄非課税制度の育児休業者に対する継続適用	571	第26 配当所得の範囲	598
問23-22 転職の場合の勤務先異動申告書	572	問26-1 配当所得のあらまし	598
問23-23 退職した場合の非課税扱い	574	問26-2 利益の配当の意義	599
問23-24 定年後、嘱託として再雇用した場合の非課税の適用	575	問26-3 基金利息の意義	599
問23-25 要件外の払出し	575	問26-4 人格のない社団等からの分配金	600
問23-26 財形住宅貯蓄の目的外払出しが認められる災害等の事由	578		
問23-27 廃止申告書	579		

問26-5	協同組合等の事業分量配当金	600
問26-6	事業分量配当金のうち損金に算入されない部分	601
問26-7	企業組合等の分配金	602
問26-8	投資信託等の課税の概要	603
問26-9	非課税とされる収益調整金の意義	604
問26-10	みなし配当と株式等の譲渡所得等	604
問26-11	資本金等の額	605
問26-12	自己株式の取得とみなし配当	607
問26-13	相続した非上場株式を発行会社に譲渡した場合の特例(1)	608
問26-14	相続した非上場株式を発行会社に譲渡した場合の特例(2)	609
問26-15	合資会社の無限責任社員が死亡退社した場合の出資持分払戻金	610
問26-16	法人の清算分配金	610
問26-17	全部取得条項付種類株式の取得の対価として子会社株式が交付された場合	611
問26-18	組織変更に伴い株式以外の資産の交付を受けた場合	612
問26-19	株主優待入場券等	613
第27	配当所得の源泉徴収	614
問27-1	配当所得についての源泉徴収の特例	614
問27-2	配当所得の支払を受けるべき日	616
問27-3	自己株に対する配当	617
問27-4	非課税法人が質権者である会社の配当金	618
問27-5	信託財産に属する株式配当等	618
問27-6	配当金が1年以上未払となっている場合の所得税の納付期限	619
問27-7	配当金に対する税額算出の簡便法	619
問27-8	未払配当金を社内留保した場合の源泉徴収	620
問27-9	株主が株主名簿閉鎖後決算確定時までに死亡した場合の所得者	621
問27-10	年10万円以下の配当金はいく口もある場合の申告	621

問27-11	申告済の配当所得の修正	622
<上場株式等に係る配当所得の課税の特例>		
問27-12	上場株式等に係る配当所得の課税の特例のあらまし	622
問27-13	上場株式等の範囲	623
問27-14	源泉徴収義務者となる「支払の取扱者」	626
問27-15	特定口座内の配当に対する源泉徴収の選択	627
問27-16	上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例	627
<配当に係る告知・本人確認>		
問27-17	配当等の受領者の告知	629
問27-18	みなし告知(振込により継続的に受領する場合)	630
問27-19	みなし告知(同一銘柄の株式等を買増しする場合)	630
問27-20	本人確認書類	631
問27-21	公共法人等の告知義務	631
問27-22	源泉分離課税等を選択した配当等の告知	631
問27-23	確定申告を要しない配当の告知	632

第28 国外発行の公社債等の利子及び株式の配当等に対する源泉

徴収制度		633
問28-1	国外発行の公社債等の利子に対する課税のあらまし	633
問28-2	適用対象とされる国外公社債等の範囲	633
問28-3	アジア開発銀行等の源泉徴収義務が免除されている法人の発行する債券の利子	634
問28-4	源泉徴収の対象とならない国外公社債等の利子等	634
問28-5	国外発行の株式の配当金に対する課税のあらまし	635
問28-6	国外発行の投資信託等の収益の分配に対する課税のあらまし	636
問28-7	利子等を外貨で交付する場合の邦貨換算	637
問28-8	配当等を外貨で交付する場合の邦貨換算	637
問28-9	利子等を邦貨に換算した上で交付する場合の源泉徴収	638
問28-10	配当等を邦貨に換算した上で交付する場合の源泉徴収	638
問28-11	単独運用信託に係る国外公社債の利子	639

問28-12 外国所得税がある場合の源泉徴収の額	639	問29-19 払出制限について要件違反があった場合	662
問28-13 みなし外国税額控除が適用される場合の外国所得税額の控除	640	第30 株式等の譲渡益	664
問28-14 利子に対して軽減税率を超えて源泉徴収された外国所得税額の控除	641	問30-1 株式等の譲渡益に対する申告分離課税のあらまし	664
問28-15 配当に対して軽減税率を超えて源泉徴収された外国所得税額の控除	642	問30-2 申告分離課税の対象となる一般株式等	665
問28-16 金融機関等が支払を受ける利子等の源泉徴収不適用	642	問30-3 株式累積投資制度により取得した株式持分の譲渡	666
問28-17 源泉徴収不適用申告書の保存	643	問30-4 ADR（米国預託証券）の譲渡による所得	666
第29 少額投資非課税制度（NISA）	644	問30-5 信用取引の場合の譲渡益の計算	667
問29-1 少額投資非課税制度（NISA）のあらまし	644	問30-6 破産財団を通じて株式をその発行会社に譲渡した場合の課税関係	668
問29-2 非課税扱いの対象となる配当等	646	<特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得の源泉徴収制度>	
問29-3 少額投資非課税制度を利用するための手続	647	問30-7 「特定口座」の意義	669
問29-4 「基準日における国内の住所を証する書類」の内容	648	問30-8 特定口座の開設等の手続	670
問29-5 非課税口座の申込み金融商品取引業者等	649	問30-9 特定口座制度の対象とされる上場株式等の範囲	672
問29-6 非課税口座を複数の金融機関に申込みを行った場合	650	問30-10 特定口座制度の対象とされる「譲渡」の範囲	672
問29-7 非課税口座の変更	651	問30-11 特定口座内上場株式の譲渡と源泉徴収の選択	673
問29-8 非課税口座の廃止	652	問30-12 源泉徴収を行う場合の「調整所得金額」	674
問29-9 非課税未使用枠の繰越しの可否	653	問30-13 上場株式等の譲渡損と配当との損益通算	675
問29-10 非課税枠に残りがある場合の買付け	654	問30-14 特定口座年間取引報告書	676
問29-11 非課税期間が終了した場合の取扱い	654	第31 償還差益の源泉徴収	677
問29-12 非課税口座内の株式譲渡損失の取扱い	655	問31-1 割引債の償還差益に対する源泉徴収のあらまし（平成27年までの発行分）	677
問29-13 出国した場合の取扱い	655	問31-2 割引債の償還差益に対する源泉徴収のあらまし（平成28年以後の発行分）	678
問29-14 非課税口座開設者が死亡した場合の手続	656	問31-3 償還差益が源泉徴収の対象となる割引債の範囲	679
問29-15 配当金等を非課税とするための手続	656	問31-4 法人が受ける償還差益についての税額精算	680
問29-16 累積投資契約に係る少額投資非課税制度（つみたてNISA）のあらまし	657	問31-5 非課税法人に対する償還差益に係る税額の還付	681
問29-17 非課税累積投資契約の内容	659	問31-6 償還差益について源泉徴収の対象とされる内国法人の範囲（平成28年以後の発行分）	683
問29-18 未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）のあらまし	660		

第32 報酬、料金等に対する源泉徴収 685

<共通事項>

問32-1	報酬、料金等の源泉徴収義務者	685
問32-2	個人の源泉徴収義務の判定日	686
問32-3	源泉徴収を要する報酬、料金等の範囲と税率	687
問32-4	二段階税率を適用する限度額の判定	694
問32-5	報酬、料金の二段階税率の適用	695
問32-6	基礎控除方式が適用される報酬、料金等	696
問32-7	人格のない社団等の見分け方	697
問32-8	報酬、料金等を物で支払う場合の源泉徴収	697
問32-9	外国法人のために立替払する弁護士報酬	698
問32-10	請求書に消費税の記載がある場合の源泉徴収	699
問32-11	領収書に消費税額を記載する場合の源泉徴収	699
問32-12	消費税の額を区分して請求する場合の手取計算	700
問32-13	消費税の対象となる報酬・料金を支払った場合の支払調書	701

<204条1項1号関係>

問32-14	取材費	701
問32-15	口述料	701
問32-16	校閲の報酬	702
問32-17	雑誌に掲載することを目的とする座談会の報酬	702
問32-18	文、詩、歌等の入選賞金	703
問32-19	懸賞小説の入賞賞金	704
問32-20	従業員から募集した論文の懸賞金	704
問32-21	美術展示の借用料	705
問32-22	試験問題の出題料、採点料	705
問32-23	講師に支払う交通費	705
問32-24	講演料等の税引手取額による支払	706
問32-25	録音機による再生音の速記料	707
問32-26	要約筆記の報酬	707
問32-27	書家に支払う卒業証書の氏名書き料	708

問32-28	書家に支払う商品ラベル題字料	708
問32-29	サークル活動の実技指導の講師謝金	709
問32-30	カルチャーセンター等の実技講座の講師謝礼	709
問32-31	実技指導の講師が報酬とは別に受領する材料費等の実費	710
問32-32	写真コンテストの賞金	711
問32-33	雑誌に掲載するための写真の報酬	711
問32-34	デザインの範囲	711
問32-35	装飾等の請負の対価に含まれるデザインの報酬	712
問32-36	標章の入選賞金	713
問32-37	テロップ代金	713
問32-38	スタイリスト料及びヘアメイク料	714
問32-39	コピーライター、イラストレーター及びレタリングライターへの報酬	714
問32-40	職務発明に係る対価	715
問32-41	使用者原始帰属制度により職務発明者に支払う補償金	715

<204条1項2号関係>

問32-42	筆跡鑑定の報酬と源泉徴収	717
問32-43	弁護士等に対する報酬の範囲	717
問32-44	手話通訳の報酬	718
問32-45	破産管財人報酬	718
問32-46	弁護士に支払う旅費相当額	719
問32-47	支払者が負担する弁護士報酬の課税漏れ税額	720
問32-48	法人組織の会計士事務所を支払う報酬	721
問32-49	政治資金の監査等業務に対する報酬	722
問32-50	税理士に支払う不動産売買の紹介料	723
問32-51	労働保険事務組合が社会保険労務士に支払う報酬	724
問32-52	司法書士等の報酬についての1回の支払金額の意味	724
問32-53	司法書士等を通じて支払う印紙代、手数料等	725
問32-54	司法書士に支払う報酬の手取計算	725
問32-55	測量士の資格のない測量業者に支払う報酬	726

問32-56	建築士の報酬の範囲	727
問32-57	建築等の請負代金に設計料等を含む場合の源泉徴収	727
問32-58	建築代理士の範囲	728
問32-59	技術士の範囲	728
問32-60	ソフトウェアを作成する報酬	729
問32-61	経営コンサルタント等に支払う報酬	730
問32-62	セールスマンを指導するリーダーに対して支払う手当	730
<204条1項4号関係>		
問32-63	プロ野球選手に対するサイン会の報酬	731
問32-64	ゴルフ大会の優勝プロゴルファーに協賛者が贈呈する乗用車	731
問32-65	プロサッカー、プロテニスの選手及び自動車レーサーの業務に関する報酬	732
問32-66	プロサッカー及びプロテニスの選手の範囲	733
問32-67	プロゴルファーに支払うスポンサー契約金	733
問32-68	自動車レーサーの範囲	734
問32-69	販売成績の優秀なセールスマンに支払う賞金	734
問32-70	外交員の報酬に該当するかどうかの判定	735
問32-71	紹介あっせん料	735
問32-72	自動車の販売手数料	736
問32-73	特約店のセールスマンに取扱数量に応じて支払う謝礼	737
問32-74	成績に応じて増減する固定給	737
問32-75	月の途中で就職した外交員についての基礎控除の適用	738
問32-76	集金人に月2回支払う報酬についての源泉徴収	738
問32-77	保険外交員に支払う賞与と支部長又は団長に支払う督励費	739
問32-78	広告写真の掲載料	740
問32-79	常時デパートに出入りするモデルの報酬	741
<204条1項5号関係>		
問32-80	音楽コンクールの審査料	742
問32-81	芸妓等の料理屋における出演の報酬	742
問32-82	旅館において行われる郷土芸能の出演報酬	743

問32-83	旅館において芸能人の役務提供を受けた場合の対価	743
問32-84	芸能人の役務の提供に関する報酬又は料金の範囲	744
問32-85	芸能人の出演のための旅行、宿泊等の費用負担	745
問32-86	個人の証明書の交付申請	745
問32-87	劇団等に一括して支払う出演料	746
問32-88	一括して支払う出演料	747
問32-89	「芸能人の役務に関する報酬」の範囲	747
問32-90	臨時に編成した楽団に対する出演料	748
問32-91	動物の出演の対価	749
問32-92	映画のエキストラの出演者日当	749
問32-93	テレビ出演者のためのスタイリスト、ヘアメイクの報酬	750
問32-94	一般人のテレビ出演料	750
問32-95	クイズ放送等の出演者に支払う賞金	751
<204条1項6号関係>		
問32-96	ホステス等の報酬	752
問32-97	他店のホステスを引き抜いた対価	753
問32-98	ホステスの衣裳代負担による経済的利益	753
問32-99	コンパニオンの派遣業者に支払う報酬・料金	754
問32-100	ホテルを通じて支払うコンパニオンの派遣の対価	754
問32-101	バンケットホステス等に支払う交通費、衣裳代等	755
問32-102	飲食を伴わないイベントの役務提供も行うバンケットホステスの報酬	755
問32-103	OLや学生等のアルバイト・コンパニオンに支払う報酬	756
問32-104	配膳人に支払う報酬	756
問32-105	仲居に支払う報酬	757
問32-106	ホテル等がコンパニオン等に報酬を支払った場合の源泉徴収義務	757
<204条1項7号関係>		
問32-107	ホステスの契約金の課税の時期	758
問32-108	技術者の引抜料	759

問32-109 仕度金と就職に伴う転居費用との関係	759	問33-17 匿名組合契約に基づく利益の分配金額の支払を留保した場 合の源泉徴収の要否	776
問32-110 販売員に対し引抜き防止のために支給した慰留金	760		
<204条1項8号関係>			
問32-111 源泉徴収を要する広告宣伝の賞金品等の範囲	761	第34 外国人等に対する源泉徴収	778
問32-112 賞品の評価方法	762	<共通事項>	
問32-113 賞金に対する源泉徴収税額の計算方法	763	問34-1 源泉徴収を要する国内源泉所得	778
問32-114 賞品に対する税額を支払者が負担する場合の計算方法	763	問34-2 外貨表示の支払金額から徴収する税額の計算	781
問32-115 当選者に旅行をさせる場合の源泉徴収	764	問34-3 日本に支店等のある外国法人が源泉所得税の免除を受ける ための手続	783
第33 金融類似商品に係る収益・生命保険契約等の年金に対する源泉 徴収	765	問34-4 非居住者が源泉所得税の免除を受けるための手続	785
問33-1 金融類似商品の収益に対する課税のあらまし	765	問34-5 源泉所得税の免除対象となる国内源泉所得	788
問33-2 掛金の支払遅延利息等がある場合の給付補填金の計算	766	問34-6 源泉所得税の免除を受ける外国法人の要件	789
問33-3 外貨預金の預入れの日の邦貨換算	766	問34-7 源泉徴収の免除を受ける非居住者の要件	790
問33-4 外貨投資口座を中途解約した場合の邦貨換算額	767	問34-8 開業等の届出書未提出の外国法人に対する源泉徴収免除規 定の適用	791
問33-5 確定年金保険契約を解約した場合	767	<4号所得（組合契約事業から生ずる利益）関係>	
問33-6 変額個人年金保険の据置期間中に定期的に支払われる引出金	768	問34-9 民法組合の外国組合員が受ける分配金	792
問33-7 一時払に準ずる保険料の払込方法	768	問34-10 外国組合員に対する課税の特例	793
問33-8 死亡保険金等の額が変動することとなっている場合の保障 倍率の判定	769	<5号所得（土地等の譲渡の対価）関係>	
問33-9 病気で高度の障害となり死亡した場合の保険金の額が満期 保険金の1倍を超える養老保険	770	問34-11 非居住者の土地等の譲渡による所得に対する源泉徴収	794
問33-10 生命保険契約に基づく年金に対する源泉徴収の方法	771	問34-12 源泉徴収の対象となる土地等の範囲	795
問33-11 相続等に係る保険年金	772	問34-13 非居住者の土地等の交換	795
問33-12 外貨建の年金が年に複数回支払われる場合の為替レート	772	問34-14 居住の用に供する目的で購入したかどうかの判定	796
問33-13 懸賞金付定期預金の懸賞金	773	問34-15 譲り受けた土地等を店舗併用住宅として供する場合の源泉 徴収の要否	796
問33-14 懸賞金等として金銭以外のものを交付する懸賞金付預貯金等	774	問34-16 土地等を夫婦共有で譲り受けた場合等の源泉徴収の要否 （共有取引の場合の「1億円以下」の判定）	797
問33-15 匿名組合の利益分配金に対する源泉徴収	775	問34-17 外国法人日本支店から土地等を譲り受けた場合の源泉徴収	798
問33-16 途中で脱退した匿名組合員に対し出資の償還を時価で行っ た場合	775	問34-18 土地等を譲渡した非居住者が引渡し前に居住者になった場 合の源泉徴収	799

< 6号所得（人的役務の提供の対価）関係 >

問34-19	人的役務の提供を主たる内容とする事業の範囲	800
問34-20	アフターサービスに対する報酬	801
問34-21	コンピュータ保守契約に基づく対価	801
問34-22	情報処理サービスの対価と源泉徴収	802
問34-23	芸能人に対して支払う報酬に対する源泉徴収の方法	804
問34-24	人的役務の提供を主たる内容とする事業を行う者の源泉所得税の精算	805
問34-25	カーレースの車体広告料	806

< 7号所得（不動産等の賃貸料等）関係 >

問34-26	外国法人所有ビルの部屋代	807
問34-27	個人が外国人に支払う家賃	807
問34-28	国外払の不動産の賃借料	808
問34-29	船舶の貸付けによる対価についての源泉徴収	808

< 8・9号所得（預金等の利子・株式配当等）関係 >

問34-30	外国勤務となった者の社内預金利子	809
問34-31	非居住者が購入した円建外債の利子	810
問34-32	邦銀の海外支店が支払を受ける預金利子に対する租税特別措置法第8条の規定の適用関係	810

< 10号所得（貸付金の利子）関係 >

問34-33	外国法人に支払う借入金の利子	811
問34-34	貸付金に準ずるもの	811
問34-35	外国で取得した建物に係る借入金の利子	812
問34-36	米国法人が支払う輸入代金の前受金に対する利子	812
問34-37	グループ各社の福利厚生業務を行う法人に対する預託金	813
問34-38	非居住者に支払うアレンジメントフィー	813
問34-39	延払債権のうち利子計算期間が6か月以内の部分に係る利子	814
問34-40	輸出代金の期日前決済に係る未経過利子相当額	816
問34-41	非居住者に支払う延払利子に対する源泉徴収	816
問34-42	外国相互間の取引に係るユーザンス金利	817

問34-43	金融機関の貸出債権に係るローン・パーティシペーション	818
問34-44	借入金の保証料	819
問34-45	CP（コマーシャルペーパー）の譲渡、償還による所得	820
問34-46	金利スワップ契約に基づき外国法人に支払う金員	820
問34-47	レポ取引による差益	821
問34-48	フェイルチャージの取扱い	821

< 11号所得（著作権の使用料等）関係 >

問34-49	外国人に支払う著作権の使用料	822
問34-50	特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの	823
問34-51	植物の種子（原種）の使用料	824
問34-52	情報の提供の対価	824
問34-53	ファッションに関する情報提供料	825
問34-54	技術援助契約に基づく頭金	825
問34-55	技術援助契約に基づき派遣された技術者の渡航費等	826
問34-56	衣装の対価とデザイン料	826
問34-57	図面、型紙、見本等の提供を受けた場合の対価	827
問34-58	設計料	828
問34-59	技術の現物出資	829
問34-60	特許権の侵害をめぐる和解金	830
問34-61	不正競争防止法に基づく損害賠償金	830
問34-62	外国の工場で提供を受けるノウハウの使用料	831
問34-63	先行開示契約の対価	832
問34-64	独占的販売権を受けることを条件に支払う研究開発の助成金	833
問34-65	データベースの提供の対価	834
問34-66	設計検証ソフトウェアの対価	836
問34-67	機械の使用料	836
問34-68	コンテナの賃借料	837
問34-69	美術工芸品や古代の遺物の賃借料	838
問34-70	現物で支払う使用料	839
問34-71	使用料の支払が遅延した場合の利息	839

<12号所得（人的役務の対価）関係>

問34-72	外国人技術者に支払う報酬	840
問34-73	外国人弁護士に支払う報酬	840
問34-74	外国の芸能人に支払う出演料	841
問34-75	国内及び国外の双方にわたって行われた公演に参加した芸能人の国内源泉所得の計算	842
問34-76	外国人プロテニス選手の賞金等	842
問34-77	外国人教授のために負担する旅費、滞在費	844
問34-78	外国人の事業研修生に支給する滞在費	845
問34-79	外国に居住する非常勤の外国人役員に支払う報酬	846
問34-80	役員で海外支店長を兼ねる者に支払う給与	847
問34-81	国内で支払う留守宅手当	847
問34-82	国外において常時使用人として勤務する役員に支払われる賞与	848
問34-83	外国子会社に出向した社員の国内勤務給与	848
問34-84	外国払の給与	850
問34-85	給与の計算期間の途中で非居住者となった者に対する給与	851
問34-86	出国後にベースアップの差額を遡及して支払う場合の国内源泉所得	852
問34-87	出国後に期末手当を支給する場合の国内源泉所得の計算	853
問34-88	有給休暇を利用して永住帰国した外国人社員に支払う有給休暇期間中の給与	853
問34-89	非居住者に支払う賞与の税額の手取計算	854
問34-90	計算期間の途中で非居住者が居住者となった場合の給与	855
問34-91	帰国直後に支払を受ける賞与	856
問34-92	帰国した外国人社員の住民税	856
問34-93	現地雇用した外国人漁船員に支払う給与	857
問34-94	チャーターボーナス	858
問34-95	非居住者に対する現物給与	860
問34-96	公的年金等に対する源泉徴収	860

問34-97	海外勤務期間に係る公的年金等の額に対する源泉徴収	861
問34-98	公的年金の改訂差額に対する源泉徴収税額の計算	862
問34-99	非居住者である非常勤役員の退職金	863
問34-100	海外勤務者の退職所得の課税年分	865
問34-101	非居住者であった期間に退職した者が帰国後に退職金の改訂差額の支給を受けた場合の課税	866

第35 租税条約関係 867

<共通事項>

問35-1	租税条約の適用があるかどうかの判定	867
問35-2	届出書の様式	867
問35-3	届出書の提出方法	874
問35-4	租税条約の届出書の異動届	874
問35-5	特典条項の適用手続	875
問35-6	特典条項条約届出書の有効期間	879
問35-7	特典条項の対象とされない所得	880
問35-8	届出書の代理提出	881
問35-9	相互協議の申請	881
問35-10	届出書の提出がない場合の条約の適用	882
問35-11	届出書を提出していなかった場合の還付請求	882
問35-12	香港に適用される租税条約	883
問35-13	日台民間租税取決め	883

<著作権等の使用料>

問35-14	スウェーデン法人に支払う特許権の譲渡対価	885
問35-15	使用料条項の適用対象となる受益者	886
問35-16	国外で使用されるパテント等の使用料	887
問35-17	インド法人に支払うプラント設計監理の対価	889
問35-18	日米租税条約第12条に規定する導管取引	889

<人的役務の提供対価>

問35-19	米国居住者である非常勤役員に支払う役員報酬	890
--------	-----------------------	-----

問35-20	日英租税条約第15条に規定する「役員報酬」の範囲……………	891	問36-7	平成24年分未払給与の支給……………	915
問35-21	米国居住者に支給する公的年金等……………	892	問36-8	還付請求……………	915
問35-22	日米租税条約における短期滞在者免税の滞在日数要件……………	893	問36-9	租税条約に基づく限度税率の適用……………	915
問35-23	非居住者のストックオプション行使……………	894	問36-10	限度税率を適用した場合の納付書……………	916
問35-24	米国に出張させた社員に対する米国の課税……………	894	問36-11	外国居住者等所得相互免除法に基づく所得税の軽減適用……………	916
問35-25	日本語学校等に通う外国人就学生のアルバイト給与……………	895	問36-12	法定調書の記載……………	917
問35-26	米国の自由職業者に支払う報酬……………	896			
問35-27	英国の弁護士に支払う報酬……………	897	第37 納付 ……………	918	
問35-28	日英租税条約上の運動家と自動車レースのレーサー……………	898	問37-1	所得税の源泉徴収をする支払者……………	918
問35-29	交換教授免税の要件……………	898	問37-2	源泉所得税の納税地……………	918
問35-30	交換教授免税の滞在期間……………	900	問37-3	源泉所得税の本社での一括納付……………	921
問35-31	中国人留学生に支払う給与……………	900	問37-4	源泉徴収の時期となる「支払の際」……………	921
問35-32	非居住者がみなし退職所得を受ける場合の租税条約の適用……………	901	問37-5	支払者が徴収された税金の求償……………	922
<その他>			問37-6	支払者が源泉徴収税額を負担した場合の税額……………	922
問35-33	免税芸能法人等に支払う芸能人の役務提供事業の報酬……………	902	問37-7	清算の終了した法人が納付しなかった所得税……………	923
問35-34	文化交流計画による免税手続……………	904	問37-8	納期の特例……………	923
問35-35	米国法人に対する航空機（裸用機）のリース料……………	905	問37-9	納期の特例の適用を受けるための手続……………	924
問35-36	カナダ法人に支払う航空機の裸用機料……………	906	問37-10	納付期限日が休日の場合の納付期限……………	924
問35-37	英国法人の日本支店に支払う配当……………	906	問37-11	源泉徴収税額の端数計算……………	924
問35-38	ブラジル法人が保有している譲渡性預金を譲渡したことに よる所得……………	907	問37-12	利子等に対する所得税と地方税の端数計算……………	926
問35-39	功績表彰金に対する租税条約の適用……………	907	問37-13	源泉徴収税額の納付書……………	926
第36 復興特別所得税関係（平成25年分以後） ……………	908		第38 災害被害者に対する救済 ……………	928	
問36-1	復興特別所得税のあらまし……………	908	問38-1	給与所得者が災害を受けた場合の救済のあらまし……………	928
問36-2	復興特別所得税の源泉徴収のあらまし……………	910	問38-2	源泉徴収義務者が災害を受けた場合の救済のあらまし……………	929
問36-3	納付税額の端数処理……………	912	問38-3	納税の猶予の要件……………	930
問36-4	復興特別所得税の年末調整……………	912	問38-4	納期限の延長……………	931
問36-5	退職所得に対する復興特別所得税……………	913	問38-5	給与所得者が災害を受けた場合のその翌年の徴収猶予の概 要と申請の手続……………	933
問36-6	税引手取額からのグロスアップ計算……………	914	問38-6	災害を受けた場合の所得税の軽減免除……………	934

問38-7	災害により被害を受けた場合の雑損控除	935	第41	支払調書等	961
問38-8	災害減免と雑損控除	937	問41-1	支払調書等の種類とその提出期限	961
問38-9	東日本大震災の被災者に対する特例	938	問41-2	支払調書等の提出不要限度額	964
第39	延滞税、加算税、還付加算金	942	問41-3	支払調書等の交付	968
問39-1	不納付加算税、延滞税のあらまし	942	問41-4	年の中で法人成りをした場合の法定調書の提出	968
問39-2	基本税額が少額な場合の延滞税の切捨計算	943	問41-5	所得税に関するもの以外の法定調書	969
問39-3	不納付加算税の軽減	944	問41-6	国外証券移管等調書制度のあらまし	970
問39-4	不納付加算税の不適用	944	問41-7	支払調書等を光ディスク等により提出する場合の手続	971
問39-5	重加算税の徴収	945	第42	確定申告その他	973
問39-6	還付加算金	947	問42-1	源泉所得税と申告納税との関係	973
第40	社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）	949	問42-2	給与所得者で確定申告の義務がある者	974
問40-1	マイナンバー制度のあらまし	949	問42-3	日額表丙欄適用者の確定申告義務	977
問40-2	番号制度導入による税務手続の変更	950	問42-4	一時所得がある場合の確定申告義務	978
問40-3	番号の記載のない書類の提出	951	問42-5	給与所得者が確定申告をする方が有利な場合の事例	980
問40-4	税務関係書類への番号記載時期	951	問42-6	還付を受けるための確定申告	981
問40-5	番号提供猶予期間のある法定調書	952	問42-7	中途退職者の税額の精算	982
問40-6	本人に交付する源泉徴収票等	953	問42-8	還付申告における源泉徴収税額	982
問40-7	本人確認の方法	954	問42-9	配当控除の対象とされる配当所得	983
問40-8	従業員の本人確認	955	問42-10	配当控除の計算	985
問40-9	代理人が提出する場合の本人確認	955	問42-11	海外で納付した所得税相当額の控除を受ける手続	986
問40-10	源泉控除対象配偶者等の本人確認	956	問42-12	非居住者の退職所得選択課税	987
問40-11	年末関係書類のうち個人番号の記載を要しない書類	956	問42-13	年の中で非居住者となった場合の申告	988
問40-12	扶養控除等申告書で個人番号の記載を省略できる場合	957	問42-14	国外財産調書の提出	989
問40-13	扶養控除等申告書の個人番号欄の記載	957	問42-15	国外財産調書の対象となる国外財産	991
問40-14	退社した従業員の個人番号の保管	958	問42-16	財産債務調書の提出	993
問40-15	法人番号の指定	959	問42-17	国外財産調書に記載する財産の邦貨換算	994
問40-16	法人番号の公表	959	問42-18	新たに給与の支払を始めた場合の届出	995
			問42-19	給与の支払を廃止した場合の届出	995
			問42-20	国外転出時課税制度の概要	996

問42-21 国外転出時課税制度の対象者、対象資産…………… 997

<参考1> 租税条約の源泉徴収関係の特例（例示）…………… 999

<参考2> 我が国が締結した租税条約（既に発効しているもの又は既に署名をしているもので今後発効が予定されているもの）…1003

凡 例

1 回答末尾に付した参照事項においては、次の略称を使用しています。

法	所得税法
令	所得税法施行令
規	所得税法施行規則
措法	租税特別措置法
措令	租税特別措置法施行令
措規	租税特別措置法施行規則
通則法	国税通則法
通則法令	国税通則法施行令
通則法規	国税通則法施行規則
通則基通	国税通則法基本通達
財形法	勤労者財産形成促進法
財形法令	勤労者財産形成促進法施行令
財形法規	勤労者財産形成促進法施行規則
実施法律	租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律
実施省令	租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令
外国居住者等所得相互免除法	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律
災免法	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律
災免法令	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律に関する政令
震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
震災特例法令	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令
復興財確法	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法
復興特別所得税令	復興特別所得税に関する政令

国送金法	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律
国送金法令	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令
国送金法規	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則
番号法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
番号法令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令
番号法規	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則
基通	所得税基本通達
法基通	法人税基本通達
措通	租税特別措置法関係通達（所得税法編）
平7課法8-1	国税庁長官通達年度、通達番号等

2 本書の回答は、平成30年9月1日現在の法令、通達によっております。

第1 所得税の源泉徴収のあらまし

問1-1 所得税の源泉徴収の意義

所得税の源泉徴収とは、どのようなことをいうのですか。

答 所得税の源泉徴収とは、給与や退職手当、利子、配当等、報酬・料金など所得税の源泉徴収の対象となる特定の所得を支払う際に、その支払をする者がその支払う金額のうちから所定の所得税を差し引く（天引き）方法によって徴収し、その徴収した所得税を一定の期限までに国に納付することをいいます。

なお、この所得税を徴収して国に納付する義務を負う者を源泉徴収義務者（法6）と呼び、その徴収して国に納付する所得税を源泉徴収に係る所得税または源泉所得税などと呼んでいます。

（注）平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生じる所得のうち、所得税の源泉徴収の対象とされている所得については、所得税を徴収する際に、復興特別所得税を併せて徴収し、徴収した所得税と併せて納付する源泉徴収制度が採用されています（第36参照）。

問1-2 源泉徴収の対象となる所得

所得税の源泉徴収の対象となる所得には、どのようなものがありますか。

答 所得税の源泉徴収の対象となる所得には、次のものがあります。

- (1) 居住者（国内に住所又は1年以上の居所のある人をいいます。）に支払う次の所得
- ① 利子等
 - ② 配当等

- ③ 給与等
 - ④ 退職手当等
 - ⑤ 公的年金等
 - ⑥ 報酬、料金等
 - ⑦ 保険業法に規定する生命保険会社、損害保険会社等と締結した保険契約に基づく年金
 - ⑧ 定期積金の給付補填金等
 - ⑨ 匿名組合契約に基づく利益の分配
 - ⑩ 特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等
 - ⑪ 懸賞金付預貯金等の懸賞金等
 - ⑫ 割引債の償還差益等
- (2) 内国法人（国内に本店又は主たる事業所のある法人をいいます。）に支払う次の所得
- ① 利子等
 - ② 配当等
 - ③ 定期積金の給付補填金等
 - ④ 匿名組合契約等に基づく利益の配当
 - ⑤ 馬主が受ける競馬の賞金
 - ⑥ 懸賞金付預貯金等の懸賞金等
 - ⑦ 割引債の償還差益等
- (3) 非居住者(居住者でない人をいいます。)に支払う特定の国内源泉所得(この範囲については、第34 参照)
- (4) 外国法人（内国法人でない法人をいいます。）に支払う特定の国内源泉所得（この範囲については、第34 参照）
- (5) 人格のない社団又は財団に支払う特定の所得（その社団又は財団が、国内に本店又は主たる事務所をもっているものであれば、(2)に掲げるもの、そうでないものであれば、(4)に掲げるもの）

問1-3 源泉徴収税額の徴収の時期とその納付期限

所得税を源泉徴収する時期はいつですか。また、源泉徴収した税額はいつまでに納付すればよいのですか。

答 所得税を源泉徴収する時期は、源泉徴収の対象となる所得を「支払う際」とされています。

したがって、支払うことが定まっても、現実に支払が行われるまでは、源泉徴収をする必要はありませんが、支払が行われるときは、所定の所得税を差し引いて、その残額をその支払を受ける人に交付することになります。

ただし、例外として、配当等（投資信託又は特定受益証券発行信託の収益の分配を除きます。）や法人の役員に対する賞与等については、その支払うことが確定してから1年を経過してもなお支払が行われないときは、その1年を経過した日において支払が行われたものとみなされ、所得税を源泉徴収することになっています（法181②、183②）。

源泉徴収した税額は、原則として、その支払が行われた日の翌月10日（その日が日曜日、休日又は土曜日であるときは、その休日明けの日）までに納付すればよいことになっています。

例えば、今月の25日に月給を支払った場合には、その月給から徴収した所得税額は、翌月の10日までに納付することになります。

ただし、この納付期限については、問34-83及び問37-8の特例があります。

問1-4 源泉徴収税額の納付方法

源泉徴収した所得税を国に納付するには、どのようにしたらよいのでしょうか。

答 源泉徴収した所得税を国に納付するには、e-Taxを利用して納付するか又

は「所得税徴収高計算書（納付書）」（[圖 37-13](#) 参照。この用紙は、税務署から交付を受けられます。）に必要な事項を記載し、これに納付金額を添えて、日本銀行の本店、支店、代理店、歳入代理店（銀行の店舗は、そのほとんどが日本銀行の代理店又は歳入代理店となっています。）、郵便局若しくは所轄の税務署の窓口で納付します（[法 270](#)、[規 80](#)、[通則法 34](#) ①）。

圖 1-5 源泉徴収税額の未徴収又は未納付

所得税の源泉徴収の対象となる所得を支払った者が、源泉徴収をしなかった場合、又は徴収した税額を納付しなかった場合、どうなりますか。

答 所得税の源泉徴収の対象となる所得を支払った者が、源泉徴収をしなかったため源泉徴収をすべきであった税額を国に納付しなかった場合、又は源泉徴収はしたがその税額を国に納付しなかった場合には、国（具体的には、税務署長）は、源泉徴収して納付すべきであった税額を、その支払をした者から徴収します（[法 221](#)）。この場合に、その支払をした者が、その支払の際に所得税を源泉徴収していなかったときは、その支払をした者は国に納付した税額をその支払を受けた人に請求することができることになっています（[法 222](#)）。

なお、法定の期限までに国に納付しなかった場合には、その期限に遅れた期間について延滞税（[通則法 60](#)、[措法 94](#)）を納付することとなるほか、その遅れた理由のいかんによっては、不納付加算税又は重加算税が課されることとなります（[通則法 67](#)、[68](#)）。また悪質と認められるときは、刑事罰としての罰則が適用されることもあります（[法 240](#)）。

圖 1-6 源泉徴収税額の過大納付

源泉徴収額を納め過ぎた場合には、その税額は返してもらえますか。

答 所得税の源泉徴収の対象となる所得の支払をする者が、その源泉徴収税額

を納め過ぎるということは、次のような場合に生ずるものと思われませんが、次のような場合には、それぞれ次に掲げる差額を納め過ぎとなった税額として、その所得の支払をした者に還付することになっています（[基通 181](#)～[223](#) 共-6）。

(1) 源泉徴収額として納付すべき正当税額を超えて納付した場合（支払を受ける人から過大に徴収して納付した場合はもちろん、納付税額だけを誤った場合も含みます。）

その納付額と正当税額との差額

(2) 源泉徴収の対象となる所得の支払額が誤払等により過大であったため、その所得の支払者が正当な支払額を超える部分の金額をその支払を受けた人から返還を受けた場合

その返還を受ける前の支払額に対する税額と、その支払額からその返還を受けた金額を控除した後の支払額に対する税額との差額

(3) 源泉徴収の対象となる所得の支払が条件付の支払であったため、その条件の成否により、その支払者が既に支払った金額の全部又は一部をその支払を受けた人から返還を受けた場合

その返還を受ける前の支払額に対する税額と、その支払額からその返還を受けた金額を控除した後の支払額に対する税額との差額

なお、(1)の場合の例については[圖 10-39](#)を、(2)の場合の例については、[圖 10-40](#)を、(3)の場合の例については、[圖 20-12](#)と[圖 17-28](#)を参照してください。

圖 1-7 源泉徴収税額の還付請求権の消滅時効の起算日

源泉徴収税額を確定申告により精算し、納め過ぎとなった税金の還付請求をしたいと思いますが、この還付請求はいつまでできるのですか。

答 所得税法上は、確定申告書を提出する義務はありませんが、法律の規定に従って税額の計算をすると源泉徴収税額や予定納税額などが納め過ぎになっている場合には、その納め過ぎになっている税額の還付を受けるための確定